

議員提出議案第3号

平成29年12月14日

逗子市議会議長 菊池 俊一 殿

逗子市議会議員

毛 司 史



同

根本 祥子



同

八木野 太郎



逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び逗子市議会会議規則（昭和
43年逗子市議会規則第3号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年逗子市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間における議員報酬の特例）

- 6 平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間における議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、議長にあつては379,400円、副議長にあつては337,400円、議員にあつては307,300円とする。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(提案理由)

市の厳しい財政状況を鑑み、財政対策プログラムに基づく緊急財政対策に則り、議員の報酬について減額措置を講じるに当たり、改正の要あるため提案する。